

経営健全化計画に基づく不良債権額(平成11年3月末見込み)

(億円)

	①破産更生債権及び これに準ずる債権	②危険債権	③要管理債権	①+②+③	リスク管理債権
第一勧業銀行	5,000	13,000	3,000	21,000	9,100
さくら銀行	3,900	9,100	7,300	20,300	12,800
富士銀行	3,800	6,800	3,400	14,000	11,100
あさひ銀行	1,926	5,633	2,095	9,654	6,518
三和銀行	3,200	11,500	3,500	18,200	9,660
住友銀行	2,300	14,700	3,000	20,000	19,100
大和銀行	6,500	3,700	1,200	11,400	10,700
東海銀行	3,300	4,800	1,500	9,600	4,400
都銀計	29,926	69,233	24,995	124,154	83,378
日本興業銀行	4,700	13,100	2,000	19,800	12,399
三井信託銀行	1,511	4,089	1,420	7,020	3,800
三菱信託銀行	3,487	8,111	751	12,349	6,139
東洋信託銀行	700	4,500	600	5,800	5,860
中央信託銀行	460	940	350	1,750	1,417
住友信託銀行	7,600	4,700	1,500	13,800	11,100
信託計	13,758	22,340	4,621	40,719	28,316
横浜銀行	2,059	3,435	700	6,194	5,260
合計	50,443	108,108	32,316	190,867	129,353

信用供与の動向(実勢ベース)

(億円)

	国内貸出(除くインパクトローン) (12/3月末の 前年比増額)	中小企業向け 貸出
日本興業銀行	6,500	1,830
第一勧業銀行	10,000	4,100
さくら銀行	8,000	2,000
富士銀行	13,350	5,400
住友銀行	2,000	3,000
大和銀行	8,405	3,883
三和銀行	789	2,434
東海銀行	1,080	1,669
あさひ銀行	4,225	989
横浜銀行	1,085	900
三井信託銀行	6,320	1,620
三菱信託銀行	1,000	200
住友信託銀行	2,100	300
東洋信託銀行	353	895
中央信託銀行	1,903	701
合計	67,110	29,921

(注)実勢ベースとは、不良債権償却等にかかる
貸出金残高増減を調整したベース

海外拠点の撤退

- ・ 横浜銀行 (11年3月までに全面撤退)
- ・ 大和銀行 (12年3月までに全面撤退)
- ・ 三井信託銀行 (12年3月までに全面撤退)
- ・ 中央信託銀行 (12年3月までに全面撤退)
- ・ 東洋信託銀行 (13年3月までに全面撤退)

海外支店・現地法人の増減

	10年3月末 実績	15年3月末 見込み	増減
日本興業銀行	38	28	▲10 (▲26.3%)
第一勧業銀行	46	31	▲15 (▲32.6%)
さくら銀行	46	32	▲14 (▲30.4%)
富士銀行	43	27	▲16 (▲37.2%)
住友銀行	64	36	▲28 (▲43.8%)
三和銀行	45	33	▲12 (▲26.7%)
東海銀行	46	21	▲25 (▲54.3%)
あさひ銀行	21	6	▲15 (▲71.4%)
三菱信託銀行	19	10	▲9 (▲47.4%)
住友信託銀行	16	6	▲10 (▲62.5%)

リストラの状況

(人、百万円、<増減率%>)

	役員数		従業員数		人件費		物件費(機械化費用を除く)	
	11/3月末	15/3月末	11/3月末	15/3月末	11/3月末	15/3月末	11/3月末	15/3月末
日本興業銀行	35	18 <▲48.6>	4,776	4,482 <▲6.2>	68,600	68,000 <▲0.9>	60,700	49,800 <▲18.0>
第一勧業銀行	35	25以下 <▲28.6>	16,130	13,200 <▲18.2>	165,600	138,300 <▲16.5>	166,200	149,300 <▲10.2>
さくら銀行	51	21程度 <▲58.8>	16,700	13,200 <▲21.0>	179,900	152,100 <▲15.5>	195,300	185,700 <▲4.9>
富士銀行	41	34 <▲17.1>	14,250	13,000 <▲8.8>	153,000	137,500 <▲10.1>	137,000	132,500 <▲3.3>
住友銀行	43	38 <▲11.6>	15,000	13,000 <▲13.3>	156,100	147,300 <▲5.6>	137,800	128,900 <▲6.5>
大和銀行	31	20 <▲35.5>	7,640	6,300 <▲17.5>	63,000	52,300 <▲17.0>	91,778	89,569 <▲2.4>
三和銀行	40	15 <▲62.5>	13,600	11,400 <▲16.2>	148,400	125,600 <▲15.4>	144,400	140,900 <▲2.4>
東海銀行	15	17 <+13.3>	11,125	9,731 <▲12.5>	111,600	92,700 <▲16.9>	89,705	82,996 <▲7.5>
あさひ銀行	39	31 <▲20.5>	12,800	11,800 <▲7.8>	113,700	107,000 <▲5.9>	94,000	93,000 <▲1.1>
横浜銀行	19	12 <▲36.8>	5,718	4,512 <▲21.1>	50,500	43,000 <▲14.9>	41,700	40,000 <▲4.1>
三菱信託銀行	34	30 <▲11.8>	4,932	4,695 <▲4.8>	68,293	62,640 <▲8.3>	60,086	59,828 <▲0.4>
住友信託銀行	32	18 <▲43.8>	5,900	5,200 <▲11.9>	61,000	52,000 <▲14.8>	56,500	53,600 <▲5.1>
東洋信託銀行	30	18 <▲40.0>	4,100	3,400 <▲17.1>	42,300	38,100 <▲9.9>	30,700	30,000 <▲2.3>
三井信託銀行 +中央信託銀行	55	32 <▲41.8>	9,980	8,900 <▲10.8>	91,600	82,100 <▲10.4>	78,300	71,600 <▲8.6>
合計	500	329 <▲34.2>	142,651	122,820 <▲13.9>	1,473,593	1,298,640 <▲11.9>	1,384,169	1,307,693 <▲5.5>

* 三井信と中央信の15/3月末の計数は、合併後として同計数を記載提出。

	役員報酬・賞与(単位:百万円)						平均役員賞与・報酬 (単位:百万円)		平均役員退職慰労金 (単位:百万円)		平均職員給与(単位:千円)		
			うち役員報酬		うち役員賞与*								
	11/3月末	15/3月末	11/3月末	15/3月末	11/3月末	15/3月末	11/3月末	15/3月末	11/3月末	15/3月末	11/3月末	15/3月末	11/3月末 - 15/3月末
日本興業銀行	778	589	712	589	66(0)	0(0)	23	27	40	41	487	490	3
第一勧業銀行	984	681	924	647	60(0)	34(0)	28	26	33	33	470	465	-5
さくら銀行	1,116	546	1,093	546	23(0)	0(0)	21	27	45	40	498	499	1
富士銀行	968	820	931	788	37(0)	32(0)	25	25	59	47	489	493	4
住友銀行	1,159	1,000	1,115	960	44(0)	40(0)	29	29	72	90	498	505	7
大和銀行	652	406	628	393	24(0)	14(0)	22	20	62	42	468	461	-7
三和銀行	1,210	440	1,180	440	30(0)	0(0)	30	29	102	59	486	482	-4
東海銀行	597	468	581	468	16(0)	0(0)	32	30	33	53	448	455	7
あさひ銀行	813	654	803	654	10(0)	0(0)	21	21	49	49	455	437	-18
横浜銀行	389	214	383	214	6(0)	0(0)	19	19	41	41	449	438	-11
三菱信託銀行	766	608	665	547	101(0)	61(0)	22	20	56	51	491	480	-11
住友信託銀行	636	400	588	400	48(0)	0(0)	20	22	59	50	444	426	-18
東洋信託銀行	626	379	576	379	50(0)	0(0)	21	20	73	45	455	425	-30
三井信託銀行 +中央信託銀行	1,171	724	1,073	724	98(0)	0(0)	26	24	46	45	416	407	-9
平均	848	566	804	554	44(0)	12(0)	24	24	55	49	468	462	-6

(注)役員年金は除いている

* ()書は使用人分を除く

再編への対応

- ・ 富士銀行による安田信託銀行の子会社化（11年3月）
- ・ 三和銀行と東洋信託銀行の資本業務提携（11年3月）
- ・ 住友銀行と大和証券の包括提携
- ・ 大和銀行による関西金融界の再編
- ・ あさひ銀行と東海銀行の提携
- ・ 日本興業銀行と野村証券、第一生命の提携
- ・ 三井信託銀行と中央信託銀行の合併（12年4月）
- ・ 横浜銀行（自社系証券子会社の解散）と東海銀行系証券の提携

主要17行の平成11年3月期決算の概要

(単位:億円、%)

	11年3月期	前年比	10年3月期
	業務純益	35,867	2,064
経常利益	▲ 59,903	▲ 17,404	▲ 42,499
当期利益	▲ 35,926	222	▲ 36,148
自己資本比率			
単 体	8.18 ~ 15.64	—	—
連 結	8.18 ~ 15.40	—	8.53 ~ 13.48

(注) 11年3月期は決算短信による速報ベース
 主要17行: 都銀9行、長信銀1行、信託7行

早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ（骨子）

平成11年6月29日

I. 趣旨

早期健全化法により資本増強を受けた金融機関の経営健全化計画のフォローアップについては、早期健全化法や銀行法に基づき、金融再生委員会、金融監督庁及び預金保険機構において適切に遂行。各金融機関において経営健全化計画に沿った健全な経営が行われ、収益力が向上するなど主要な計画の履行を確保。

II. 内容

1. 金融再生委員会による決算期毎の履行状況の報告徴求・公表等

- (1) 11年3月期の決算については、履行状況の報告として、確定計数（必要に応じて連結ベースを含む）を徴求し公表。
- (2) 半期毎に、早期健全化法5条4項に基づき、計画の進捗状況及び11年3月期の経営健全化計画と実績とが相当乖離している場合にはその理由等の報告を求め公表。
- (3) 市場規律に基づく銀行自身による自己規正を促す観点から、特に必要な場合には優先株主としての権限を背景とし収益確保のための追加的なリストラ策等を求める。

2. 金融監督庁による監督

- (1) フォローアップ全体の一環として、経営健全化計画の履行のための施策につき、四半期毎に定性的にヒアリングを行う。
- (2) 経営健全化計画についての的確に履行しようとしていない場合や計画上の収益等と実績とが相当程度乖離し市場の信認が低下した場合、早期健全化法20条2項に基づき業務改善命令を発動。

3. 預金保険機構（整理回収機構）の株主権の行使

- (1) 早期健全化法の趣旨及び公的資金の保全の観点から、整理回収機構により、
 - ①優先株主としての権限の行使（合併等に係る種類株主総会の議決等）
 - ②優先株の普通株への転換権の行使（転換後、普通株主としての議決権等を行使）
- (2) 預金保険機構が、整理回収機構による権限行使を承認する基準を策定。このため金融再生委員会が方針を決定。

4. 預金保険機構による優先株式等の処分

優先株等の処分については、早期健全化法の趣旨・原則を踏まえ、①金融システムの安定性、銀行経営の健全性、②国民負担の抑制、③早期処分等といった観点から、預金保険機構が、金融再生委員会、金融監督庁と協議しつつ、処分方針を作成。

転換権付優先株の転換権行使について

平成11年6月29日

- 早期健全化法に基づく資本増強に伴い引受けた優先株式について、整理回収機構が株主としての権利を先行行使する又はその処分を行う場合には、預金保険機構が承認することと規定されているが、金融再生委員会としては、特に転換権の行使については次のような方針とすることが適当であるとする。
- 経営健全化計画の履行状況については、早期健全化法に基づき報告を求め公表することで銀行に自己規正を促すこととしている。経営健全化計画が的確に履行されている場合については、基本的には議決権の行使を目的とする転換権の行使は行わない。優先株式を処分する際の転換権の行使については、金融システムの安定化等、早期健全化法の趣旨や財産管理上の観点を踏まえ、具体的な処分方針について預金保険機構において検討を行う。
- 他方、経営健全化計画の的確な履行が図られていない場合には、収益目標や市場からの信認の状況等を基準として、早期健全化法に基づき経営健全化計画に係る報告を求め公表するとともに、銀行監督上の必要な措置を講ずる。更に、早期健全化法に規定する普通株式の引受けの承認要件を満たす場合、その他これに準ずる次のような場合には、転換権の行使を検討する。
 - ・ 直近の自己資本比率や収益指標等からみて経営が著しく悪化した銀行について、経営体制の刷新等、経営管理を通じた適切な業務運営を確保することが必要である場合
 - ・ 期中においても市場における当該銀行の信認が著しく低下し、その回復を図ることが必要である場合

地域金融機関の資本増強についての基本的考え方

金融再生委員会

平成11年6月10日

預金者が完全に保護される2001年3月末までに、地域金融を含め、揺らぐことのない強い競争力をもった金融システムを再構築することが必要である。このためには、各金融機関が預金者や市場から十分な信認を得ることが重要であり、不良債権の処理を基本的に終了した上で、十分な資本が確保される必要がある。

地域金融機関についても、このような観点から、各金融機関の自助努力とともに、早期健全化法に基づく資本増強制度が活用され、できる限り早期に必要な資本増強が行われることが望ましい。

地域金融機関の資本増強については、基本的には、11年3月に申請のあった15行と同様の考え方によるが、特に以下の点について配慮を行う。

I. 基本的な考え方

- 地域金融機関のその地域における重要性や存在状況等、地域の実情に応じたものとする。その際、申請金融機関がその地域の中小企業に対する資金供給においてどのような役割を果たしているかについても十分考慮する。
- 地域金融機関の信用供与の円滑化を図り、地域における企業の活動又は雇用の状況など地域経済の活性化に資するものとする。

- 金融システム改革の進展に伴う金融再編とともに、地域金融機関の実態に応じて資本増強を契機とした新たな再編を促進し、金融システムの効率化を図るものとする。
- このような観点から、次のような場合には、資本増強の規模や条件について優遇を行う。
 - ・ 申請金融機関がその地域の信用供与について主要な役割を果たしており、資本増強により地域経済の活性化が見込まれる場合
 - ・ 申請金融機関の存在がその地域の金融市場における適正な競争の確保の観点から必要であり、資本増強により地域経済の活性化が見込まれる場合
 - ・ 資本増強を契機として、合併や提携等の金融再編が行われる場合
- なお、経営健全化計画の具体的な記載内容については、地域金融機関の実態に応じたものとする。また、株式等の引受けの時期は決算期末に限定せず、申請があれば迅速に審査を行う。

Ⅱ. 地域金融機関の資本増強額等

- 申請金融機関が、不良債権の処理を基本的に終了し、金融市場において十分な信認が得られ、地域の金融システムの安定化が図られるよう十分な額の資本増強を行う。その際、申請金融機関が国内基準行の場合にも、単に国内基準行としての最低限の水準を満たすとの考え方ではなく、今後発生し得るリスクにも対応できる水準となることを目指す。

- 不良債権問題については、十分な償却・引当により、その処理を基本的に終了することが重要であり、11年9月期以降、今般改正された公認会計士協会の実務指針に従い必要にしてかつ十分な償却・引当が行われることを前提とする。
- 有価証券含み損については、現行会計基準において実際にはその処理を行わない場合でも、資本増強の審査に当たっては、これを考慮する。
- 税効果の計上方法については、有税引当等に係る税効果計上額が、今後5年間に見込まれる総課税所得に法人税等の実効税率を乗じて得た額を上回る場合には、その理由について審査を行う。
- 資本増強制度は個別金融機関の救済を目的とするものではなく、地域の金融システムの安定化を図るためのものである。申請金融機関が過少資本行等の場合には、このような観点から、財務内容の健全性、取得株式等の処分可能性、地域経済への影響等について審査を行う。
- 特に著しい過少資本行については、その存続が地域経済にとって必要不可欠なものであるかどうかについて審査を行う。その際、申請金融機関のその地域における融資比率が相当程度であり、かつ、その地域の経済界等が申請金融機関の自力調達に応じる等その存続に協力していることを前提とする。

Ⅲ. 地域金融機関の株式等の引受け条件

- 引受け条件については、「優先株等の配当率等に関する基本方針について」（10年12月17日）に従った配当率等とする。
- 経営健全化計画における業務の再構築・リストラ、金融の再編への対応については、「申請金融機関に対する資本増強の基本的考え方及び審査結果について」（11年3月12日）と同様の考え方により、例えば、合併、子会社化、資本・業務提携等により金融機関の収益性や財務内容の改善が図られることなどを評価し、配当率等に反映させる。
- また、地域金融機関については、特に、申請金融機関のその地域の金融市場における融資比率や位置付け等を考慮しつつ、地域経済への貢献についても評価を行い、配当率等に反映させる。